

申請の手順

① 申請書の作成・提出（環境業務課へ）

- 本人による申請書の作成や提出が困難な場合は、代行することも可能です。
（例）親族、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員、町内会の方など
- 介護保険被保険者証など、対象となる手帳の写しを添付してください。
- 郵送又はFAX（088-856-5391）でも可。
郵送先住所：〒781-0271 高知市長浜宮田 2000-10
※新エネルギー・環境政策課（高知市本町五丁目1-45）への持参も可。
※FAXで申請の場合は、後日申請書原本の提出が必要となります。



② 事前調査(訪問)

職員がご自宅を訪問し、ごみ出しの状況等についてお話を伺います。



③ 利用決定通知の送付

ふれあい収集利用の可否が通知されます。

(利用否)

収集は
行いま
せん。

④ ふれあい収集開始

(利用可)



<申請書配置場所>

基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センター
各窓口センター、各ふれあいセンター、各市民会館、
高知市役所市民案内、環境業務課、
新エネルギー・環境政策課 など

※環境業務課のホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/64/fureaishuushuu.html>



環境業務課ホームページ
QRコード

高知市ふれあい収集

概要

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。また、希望する方にはお声がけをすることにより、安否確認をします。

対象世帯

高知市内の居宅で生活している高齢者や要介護認定者のみの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- ① 70歳以上で要介護1以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- ④ 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯

※ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成されている世帯は対象とします。

※難病等によりごみ出し困難な場合もふれあい収集の対象となる場合があります。

(ご注意) 次のような場合は対象となりません。

- ・同居人やご近所の方など、ごみ出しを手伝ってくれる人が身近にいる場合
- ・ごみステーションの距離が遠いなど、自己の都合による場合
- ・日常的に在宅していない場合（老人ホームなどに入居している場合）
- ・ごみを長期間放置するなどし、自己で手に負えなくなった場合 など

<お問合せ先>

高知市コールセンター TEL：088-822-8111

※電話受付時間：8時～18時（年中無休）

収集について

① 収集するもの

1. 可燃ごみ
台所ごみや庭のごみなど、燃える素材のもので、
おおむね 45 ㍓のごみ袋に入る大きさのもの



2. プラスチック製容器包装

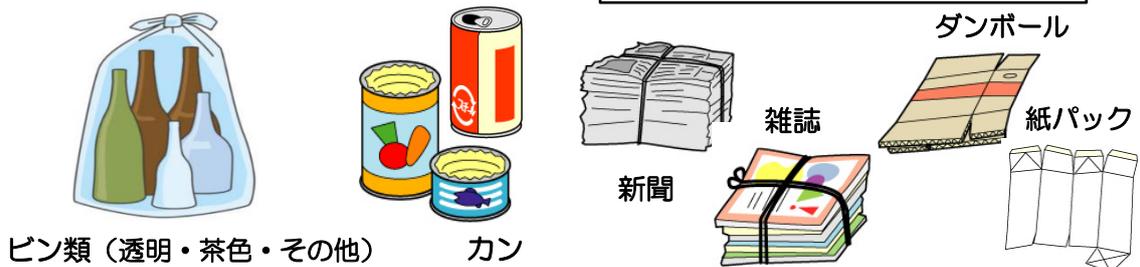


のマークがついた容器や包装



3. 資源物（ビン・カン・紙類）

令和6年3月より収集開始



② 収集頻度

- 可燃ごみ・プラスチック製容器包装は、週1回とします。
(月・木の収集地区は木曜日、火・金の収集地区は金曜日に収集)
- 資源物（ビン・カン・紙類）は、毎月1回とします。
お住いの地区の資源物・不燃ごみ収集日に収集します。

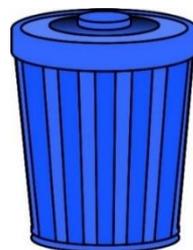
※収集時間の指定はできません。

③ ごみの出し方

- 分別をしてください。
- 可燃ごみ・プラスチック製容器包装は、容器に入れて必ずフタをしてください。
- ビン・カンはそれぞれ、必ず 45ℓ以下の袋に入れてください。紙類はひもで束ねてください。
- ビン・カン・紙類は、容器の周辺に排出してください。

フタ付きの容器を用意していただく理由は…

- ごみの匂いなどで近所迷惑にならないようにするためです。
- 犬猫がごみを散らかさないようにするためです。
- 収集作業員が間違えてごみ以外のものを持っていかないようにするためです。



④ 変更・中止の届けについて

次のような場合には、事前に環境業務課までご連絡ください。

- (1) 環境業務課へ申請書での届出が必要な場合
 - ① 住所や電話番号の変更
 - ② 世帯員の構成変更
 - ③ 要介護度や障がいの等級が変更となったとき
 - ④ 緊急連絡先の変更
 - ⑤ ふれあい収集の中止
- (2) 環境業務課へ電話連絡が必要な場合
 - ① 一時的な入院
 - ② 旅行で不在となるとき など

⑤ お声かけについて

希望する方には、ごみを収集するときにお声かけをし、安否確認をします。